



時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。今回は風疹の流行について書きましたが、麻疹(はしか)も関西地方を中心に流行の兆しがあるようです。インフルエンザワクチンは半年ぐらしか効きませんが、麻疹や風疹のワクチンは長い期間有効性を保ちます。麻疹や風疹等のワクチンは主に幼児期から小児期にかけて定期接種として実施されており、集団予防、すなわち流行の防止を目的としています。ただし、定期接種の中で65歳以上の高齢者を対象とするインフルエンザと肺炎球菌のワクチンは個人予防、つまりワクチンを受ける人自身の罹患防止が目的となります(100%予防されるわけではないですが)。定期接種の主体は区市町村で、対象者にはそちらからお知らせがくるはずですが。(下の表は神栖市の広報ページからお借りしました)

種 類	望ましい接種年齢	対象年齢	回数及び間隔
B型肝炎	2か月~9か月未満	1歳未満	3回(27日以上の間隔を置いて2回、さらに、1回百歳3から139日(20歳)以上の間隔で1回)
ヒブ(Hib)	2か月~7か月未満で接種開始	2か月~5歳未満	初回:3回(27日~56日の間に接種) 追加:1回(初回終了から7~13か月) ※望ましい時期で開始した場合
肺炎球菌(13価)	2か月~7か月未満で接種開始	2か月~5歳未満	初回:3回(27日以上おく) 追加:1回(1歳以上、60日以上おく) ※望ましい時期で開始した場合
四種混合DPT-IPV	初回:3か月~1歳未満 追加:1歳半~2歳半	3か月~7歳半未満	初回:3回(20日~56日の間に接種) 追加:1回(初回終了から1年~1年半後)
BCG(結核)	5か月~8か月未満	1歳未満	1回
水痘	1歳~3歳未満	1歳~3歳未満	2回(6~12か月後)
MR混合	第1期:1歳~1歳3か月未満 第2期:小学校就学期の1年間	第1期:1歳~2歳未満 小学校就学期の1年間(年長時)	第1期:1回 第2期:1回
日本脳炎【第1期】	初回:3歳~4歳未満 追加:4歳~5歳未満	6か月~7歳半未満	初回:2回(6日~28日の間) 追加:1回(初回終了から1年後)
日本脳炎【第2期】	小学4年生	9歳~13歳未満	1回
二種混合DT	小学6年生	11歳~13歳未満	1回
子宮頸がん予防(HPV)	中学1年生	小学6年生~高校1年生	3回
インフルエンザ	-	65歳以上 60~64歳の一部の方(※)	1回
肺炎球菌(23価)	-	65歳以上の一部の高齢者(※)	1回

種 類	望ましい接種年齢	対象年齢	回数及び間隔
インフルエンザ	-	1歳以上中学生以下	2回(13歳未満) 1回(13歳以上)
おたふくかぜ	1歳~3歳未満	1歳~5歳未満	1回
肺炎球菌(23価)	-	65歳以上で定期接種対象者以外の方	1回

お知らせ

河北医療財団では facebook ページを持っております。シーダ・ウォークのコンサート等の様子も公開していく予定ですので、是非ご覧になってみてください。



イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

◆3月16日(土) 「春のうた、愛のうた」

ナチュラル♥ブレスの皆さん

◆3月23日(土) 春を呼ぶコンサート

ふれあいコーラス(杉並区民生委員)の皆さん

栄養科より今月の一押しメニュー



3/3 ひな祭りの昼食に「海老ちらし寿司・清まし汁・豆乳茶碗蒸し・ふわふわ桃ムース」、おやつは「甘酒ゼリー」をご用意します。お彼岸の週には天麩羅の盛り合わせを予定しています。

Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説させていただくこの連載ですが、今回のテーマは…

身元保証人がいないと困る？

老人介護施設等に入居する時や病院に入院する時に「身元保証人」を求められることがあります。一般的には家族がなることが多いと思います。しかし、家族関係の多様化、核家族化等により家族に頼めない、頼りたくないということも多々あります。その場合どうしたよいのかと悩まれる方もいるようです。

そもそも「身元保証人」とは何でしょうか。実は、施設入居・病院入院時に求められる身元保証人の正確な定義はありません。では施設や病院が何故こういう人を求めるかという、まずは身柄引受人をはっきりさせておきたいというのがあります。具体的には救急時の対応、亡くなった時にご遺体諸々含め引き取ってくれる方を確保して欲しいということです。また、保証人とあるように金銭債務の連帯保証人のな意味合いもあります。さらに、医療同意を求めたい、日常の様々な課題トラブルについて解決してくれる人を確保したい等もあるかと思えます。実は、このように施設や病院の思惑も色々であり、その裏返しとして、身元保証人の役割が曖昧であるという問題が実はあるのです。そのために後日トラブルになることもあります。また、何よりも身元保証人を用意できないと施設入居や入院も事実上できないというのは困りものです。

これを解決するためには、施設や病院側も一律形式的に対応するのではなく、何のために身元保証人を求めるのかを明確にして個別・柔軟に対応していくことです。例えば本人に成年後見人(保佐や補助なども)がいて財産管理・身柄引受をしてくれるのであればそれでよしとする、万が一の金銭債務については別の形で確保する(例えば保証会社の利用、収入・資力の確認等)などでも目的は達せられるはずです。一方で、医療同意などは本来本人の意思が尊重されるべきであり、身元保証人や後見人であっても判断を全部委ねるといった安易な運用はそもそもできないという認識も必要です。超高齢化社会に向けて新たな枠組み作りをしていくことが重要です。

桜丘法律事務所 弁護士 亀井真紀

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>
2019年2月25日発行 vol.141 編集:山口・高橋・新井



シーダ神社をつきました！



利用者さんのために、職員がシーダ・ウォークの神社を手作りしました。お正月にはシーダ神社に初詣に行き、今年 1 年のお願いごとをしました。シーダ神社は2階のリハビリルームにあります。お賽銭も手作りです！



認知症サポーターキャラバンを知っていますか？

認知症サポーターキャラバンとは、厚生労働省が実施する“認知症サポーターを増やして認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す団体”を指します。

高齢化がすすむにつれ、認知症を患う方も年々増加傾向にあり、もはや特別な疾病ではなく日常生活や近隣の地域に当たり前に存在しています。認知症サポーターは、全国規模で自治体や企業団体が実施するおよそ 90 分の養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を学びます。そして地域や職域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする人のことです。

特別な資格ではなく、地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小、中、高等学校の生徒など様々な方が受講され、認知症サポーター制度の活動がスタートした 2005 年当時から現在までおよそ 850 万人近くまで増えています。

認知症サポーターには認知症を支援する「目印」として、ブレスレット(オレンジリング)をつけてもらいます。周囲の人が理解をもって接することは認知症支援としてとても重要です。ご興味がある方は、ぜひ受講してみたいかがでしょうか。

